

「鎌倉市下水道条例の一部を改正する条例の制定」について意見を募集します

鎌倉市下水道条例において、排水設備等の新設等の設計及び工事については、責任技術者が専属する下水道指定工事店でなければ行ってはならないとしています。

また、責任技術者については、鎌倉市下水道指定工事店規則で詳細を定めており、指定機関が行う試験に合格した者又はそれと同等以上の知識及び技能を有する者である者を、責任技術者として登録しています。

申請者の利便性の向上及び職員の事務負担の軽減を図ることを目的として、責任技術者の登録制度を廃止するため、条例の一部を改正するものです。

改正にあたり、市民等の皆様から御意見をいただくため、意見募集（パブリックコメント）を実施します。

1 募集期間

令和8年（2026年）9月18日（月）から同年10月19日（月）まで（必着）

2 意見書の提出方法

所定または任意の様式に住所・氏名・電話番号・御意見を記載のうえ、以下の方法にてご提出ください。

（1）直接提出

ア 都市整備部 下水道経営課（市役所本庁舎4階）

イ 市役所本庁舎1階ロビーにある回収箱

ウ 各市立図書館にある回収箱

（ア、イでの受付は期間中の開庁時間、ウでの受付は期間中の開館時間）

※電話や窓口での口頭によるご意見は正式な意見公募としてはお受けできません。

（2）郵 送

〒248-8686 鎌倉市御成町18-10 鎌倉市都市整備部下水道経営課宛

（3）ファクシミリ

0467-23-8520（下水道経営課意見募集宛）

（4）電子メール

fukyu@city.kamakura.kanagawa.jp

（メールの件名に「鎌倉市下水道条例の一部を改正する条例への意見」と記載してください。）

3 ご提出いただける方

市内在住・在勤・在学か本市に納税義務のある方などです。

（鎌倉市意見公募手続条例第2条第1項第3号に規定された「市民等」）

4 お問い合わせ先

鎌倉市都市整備部下水道経営課 電話 0467-61-3719（直通）

5 意見等の公表

いただいた御意見とそれに対する市の考え方については、個人情報（氏名、住所等）を除き、後日ホームページにて公表します。なお、個別回答はいたしませんので、ご了承ください。